

平成 18 年 4 月 28 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

東京機器厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する
当面の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開
草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い
(案)」について、下記のとおり意見を提出します。

記

平成 16 年の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金を設立している企
業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくな
ったことから、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。

このため、早急に退職給付会計基準における代行部分の取扱いについて見直
すよう要望する。

具体的には、退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべ
きである。また、現行の退職給付会計の枠組みで取扱うことが難しいのであれば、
代行部分を対象から除外するなどの方法により、企業の負担の実態を反映
したものとすべきである。

以上のことから、本公開草案に対して強く反対する。